

品川区母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

制定 平成17年3月15日区長決定
要綱第15号

平成17年5月1日改正

平成21年4月1日改正

平成25年4月1日改正

改正 平成26年12月18日 決定

要綱第167号

改正 平成27年3月16日 決定

要綱第239号

改正 平成27年12月25日 決定

要綱第546号

改正 平成28年5月12日 決定

要綱第190号

改正 平成29年6月1日 決定

要綱第113号

改正 平成30年8月1日 決定

要綱第171号

改正 平成31年1月22日 決定

要綱第12号

改正 令和元年7月24日 決定

要綱第282号

改正 令和3年6月1日 決定

要綱第160号

改正 令和4年5月26日 決定

要綱第159号

改正 令和6年5月21日 決定

要綱第255号

改正 令和6年12月20日 決定

要綱第285号

(目的)

第1条 母子家庭の母は、職業経験が乏しく技能も十分でないまま生活のために職に就かなければならぬ状況にある。また、父子家庭においても、所得の状況や就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。そこで母子家庭の母または父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援するために、教育訓練講座を受講する母子家庭の母または父子家庭の父に対し、母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金(以下「訓練給付金」という。)を給付し、もって母子家庭および父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、自立支援教育訓練給付金とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金および法第31条の10において準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は品川区とする。

(支給対象者)

第4条 本事業の支給対象者は、品川区に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父(法第6条第1項または第2項に定める配偶者のない者で、現に児童を扶養しているもの)であって、次の受給要件(以下「受給要件」という。)の全てを満たす者とする。ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものに係る受給要件については、第1号の規定は適用しない。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。
- (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能および資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、当該講座を受講することが適職に就くために必要であると認められること。
- (3) 原則として、過去に本事業に基づく訓練給付金を受給していないこと。

(対象講座)

第5条 本事業の対象となる教育訓練給付講座は、次に掲げる講座のうち第8条の規定により区長の指定を受けた講座(以下「対象講座」という。)とする。

- (1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)および雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座およびこれに準じ区長が地域の実情に応じて対象とする講座
- (2) 雇用保険法および雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「特定一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座およびこれに準じ区長が地域の実情に応じて対象とする講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)
- (3) 雇用保険法および雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「専門実践教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座およびこれに準じ区長が地域の実情に応じて対象とする講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)(以下「指定教育訓練」という。)

(支給額等)

第6条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定

める額とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(前条第1号および第2号の講座を受講する者) 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料および受講料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が20万円を超えるときは、20万とし、1万2,000円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)
- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(指定教育訓練を受講する者(次号に掲げる者を除く。)) 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料および受講料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額(この場合160万円を超えるときは、160万円)とし、その額が1万2,000円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)
- (3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(指定教育訓練を受講する者)(当該専門実践教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該専門実践教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌月から起算して1年以内に就職等した(当該専門実践教育訓練修了時点で就職等している場合を含む。)者に限る。) 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料および受講料に限る。)の額に100分の85を乗じて得た額(その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額(この場合240万円を超えるときは、240万円)とし、その額が1万2,000円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)
- (4) 受講開始日現在において前3号に掲げる者以外の受給資格者 前3号に定める額から当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金(以下「教育訓練給付金」という。)の額を差し引いた額(その額が1万2,000円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)。なお、令和6年8月29日までに修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例によることとし、第2号の40万円を20万円に、160万円を80万円に読み替えて支給するものとする。

(事前相談の実施)

第7条 受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望する母子家庭の母または父子家庭の父からの相談に応じるとともに受給要件について把握しておくこと。

事前相談においては、当該母子家庭の母または父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母または父子家庭の父の就業経験、技能、取得資格を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、経済的自立が効果的に図られると認められる場合にのみ受講対象とする等、受講の必要性について十分精査するものとする。

(受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続)

第8条 訓練給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、自らが受講しようとする講座について、母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定

申請書(第1号様式。以下「対象講座指定申請書」という。)を区長に提出し、受講開始前にあらかじめ、対象講座の指定を受けなければならない。

- 2 区長は、対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに対象講座の指定の可否の決定をするものとする。
- 3 区長は、前項の決定を行った場合には、母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定審査結果通知書(第2号様式。以下「指定審査結果通知書」という。)により、その旨を申請者に通知するものとする。この場合において、訓練給付金の支給方法について次条第6項の規定を適用する場合は、その旨も通知するものとする。
- 4 対象講座指定申請書には、次の書類等を添えなければならない。ただし、公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。)によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができるものとする。
 - (1) 申請者およびその扶養している児童の戸籍謄本または抄本および世帯全員の住民票の写し
 - (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
 - (3) 地方税関係情報取得に関する同意書(第3号様式)
 - (4) その他、区長が必要と認める書類
- 5 対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が申請者を適職に就かせる観点から適当であるかも含め審査を行うものとし、必要に応じて審査委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮して判定するものとする。
- 6 就業経験が乏しい者等、特に支援が必要と認められる者については、母子・父子自立支援プログラム等の支援計画を策定することに加え、定期的な面談等により、受講状況および生活状況を確認し、必要に応じて適切なサービスを提供することおよび関係機関等との連絡調整を図ることにより、受給対象者の自立が効果的に図られるよう支援に取り組むこととする。

(訓練給付金の支給等)

第9条 支給申請に係る手続きは、次に掲げるところによる。

- (1) 申請者は、対象講座を修了した後に、区長に対して、母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書(第4号様式。以下「支給申請書」という。)を提出しなければならない。
- (2) 区長は、支給申請書を受理した場合、申請者が支給要件に該当しているかを調査し、支給の可否を決定するものとし、その決定を行ったときは、母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給審査結果通知書(第5号様式。以下「支給審査結果通知書」という。)により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 2 支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならぬ。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。
- 3 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によつて確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。
 - (1) 申請者およびその扶養している児童の戸籍謄本または抄本および世帯全員の住民票の写し

- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類(ただし、令和6年8月 29 日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。)
 - (3) 指定審査結果通知書
 - (4) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書もしくは受講者の教育訓練の修了に必要な実績および目標を達成していることを証明する受講証明書(第6項の規定により支給する場合に限る。)
 - (5) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
 - (6) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
 - (7) 地方税関係情報取得に関する同意書
 - (8) その他、区長が必要と認める書類
- 4 第1項第2号の規定により支給決定され支給審査結果通知書を受けた申請者は、訓練給付金決定額を母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金請求書(第6号様式)により、区長に請求するものとする。
- 5 受講開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とするが、指定を受けていない者のうち、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ受給要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、前条の規定にかかわらず、教育訓練講座の指定を受けたものとみなす。
- 6 区長は、第6条第2号に規定する受給資格者に対し、訓練給付金の支給について、支給単位期間(雇用保険法施行規則第 101 条の2の 12 第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)ごとの支給を決定することができるものとする。この場合においては、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書(雇用保険法施行規則第 101 条の 2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。)の発行が可能であることを確認する等、関係機関と連絡調整した上で、その支給方法を決定するものとする。

(訓練給付金の追加支給等)

第 10 条 追加支給申請に係る手続きは、次に掲げるところによる。

- (1) 訓練給付金の追加給付を受けようとする者(以下「追加給付申請者」という。)は、対象講座を修了し、当該講座に係る資格を取得し、かつ、当該講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した後に、区長に対して、母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書(追加支給用)(第7号様式。以下「支給申請書(追加支給用)」といふ。)を提出しなければならない。
 - (2) 区長は、支給申請書(追加支給用)を受理した場合、追加給付申請者が支給要件に該当しているかを調査し、支給の可否を決定するものとし、その決定を行ったときは、母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金審査結果通知書(追加支給用)(第8号様式。以下「支給審査結果通知書(追加支給用)」といふ。)により、遅滞なく当該追加給付申請者に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、併せてこれを本人に通知するものとする。
- 2 支給申請書(追加支給用)の提出は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から

- 30日以内に行わなければならない。なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りでない。
- 3 支給申請書(追加支給用)の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させができるものとする。
- (1) 追加給付申請者およびその扶養している児童の戸籍謄本または抄本および世帯全員の住民票の写し
 - (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類(ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。)
 - (3) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練終了証明書
 - (4) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
 - (5) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
 - (6) 追加給付申請者が資格の取得をしたことを証明する書類

(訓練給付金の不支給)

第11条 対象講座の指定を受けている者が、給付金の支給決定前に、受給要件に該当しなくなったりした場合または対象講座の受講をしなかった場合もしくは受講を途中でやめた場合は、給付金を支給しないものとする。

(訓練給付金の返還)

第12条 区長は、偽りその他不正の手段により訓練給付金の支給を受けた者があるときは、支給額に相当する金額または一部を受給者から返還させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、子ども未来部長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年8月30日から適用する。